

当館では「霞ヶ浦に育まれた人々の暮らし」を総合テーマに、春(5～6月)・夏(7～9月)・秋(10～12月)・冬(1～3月)と季節ごとに展示替えを行っております。本誌「霞(かすみ)」は、折々の資料の見どころを紹介するものです。展覧会や講座のお知らせ、市史編さん事業や博物館内で活動をしている研究会・同好会などの情報もお伝えします。

古写真・絵葉書にみる土浦(55) 古写真「亀城公園前交差点付近」



目次

○古写真・絵葉書にみる土浦(55)	1
○博物館からのお知らせ	1
○日光社参に備える(近世)	2
○痲瘡と子どもたち(近世)	3
○大岩田東崎野論裁許絵図(近世)	4
○土浦の歴史を書き留める(近代)	5
○市史編さんだより	6
○“土浦若泉氏”の流離	7
○霞短信「地域文化への貢献を目指して」	8
○コラム(55)	8
○情報ライブラリー更新状況	8

昭和42(1967)年に撮影された、亀城公園前交差点付近です。国道6号(現在の国道125号)には信号待ちの車が並んでいます。2階建ての洋風建築は県の合同庁舎で、元々は新治郡役所として、土浦城址内に建てられていました。大正12(1923)年に郡制が廃止となったのち、昭和7(1932)年に本丸から写真の位置(現在の常陽銀行土浦支店)へ曳屋移築され、公会堂等として使用されました。右手前のパトカーが駐車している所は土浦警察署です。【情報ライブラリー検索キーワード「役所」】

博物館からのお知らせ

★★テーマ展「災害の記憶をたどる」★★ 9月28日(火)～11月23日(火)

先人たちの地震や洪水への対応、「病魔退散」への祈りや行動などを、博物館に収蔵する古文書や日記、民俗資料などを通して振り返ります。オンライン展示解説動画も配信します。

★★特別公開「土屋家の刀剣—国宝・重要文化財の公開—」★★ 10月27日(水)～11月23日(火)

国宝・重要文化財指定の土屋家刀剣を特別公開します。

★★古文書講座「古文書で旅をする」★★

○対面講座 11月7日(日) 午前の部：午前10時～11時／午後の部：午後1時30分～午後2時30分

○オンライン講座公開日 各回11月7日(日)、14日(日)、21日(日)以降順次公開

受講申込方法：10月5日(火)～10月12日(火)電話、または受付まで

対面講座は視聴覚ホールにて行います。

対象：高校生以上の方

定員：各回20名、先着順で定員になり次第受付終了

資料代：500円(予定)

★★はたおり体験★★ 11月20日(土)、21日(日)、23日(火)、26日(金)、27日(土)、28日(日)

詳細は博物館ホームページをご確認ください。

★★文化財愛護の会写真部会 写真展★★ 12月ごろ開催予定



博物館マスコット
亀城かめくん

日光社参に備える

—土屋家家臣の武具取り調べ記録—

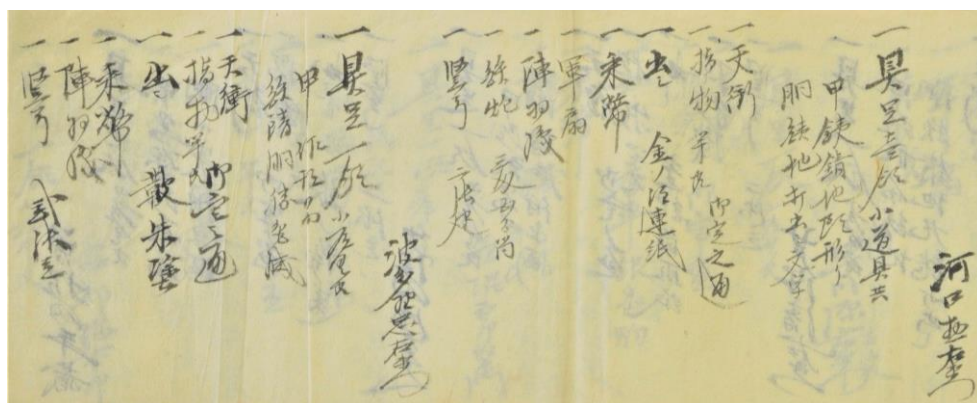
「日光」と聞くと、今日では観光地をイメージする方も多いかもかもしれません。今回紹介する「日光御供之面々武具取調之覚」は、享保 13（1728）年 4 月の日光社参に伴って、土屋家の家臣たちが所有する武具を調べた記録です。日光へ行くのにどうして武具が必要なのか、と疑問に思う方もいるかもしれませんが、武具を取り揃えることこそ、非常に大きな意味を持っていました。

享保 13 年 4 月、江戸幕府 8 代将軍徳川吉宗は、諸大名を引き連れて日光社参を行いました。日光に向かう理由はもちろん、徳川家康（東照大権現）を祀る日光東照宮の参詣です。将軍家が日光社参を行う目的は、主に二つあると考えられています。一つは大軍事演習です。将軍が大名・旗本に軍事動員をかけて軍事指揮権を執ることで、将軍と大名・旗本の主従関係を再確認する目的がありました。もう一つの目的は、将軍が日光東照宮の持つ権威を利用することで、政権に正統性を得るためです。社参の際には武家のみならず、門跡（天皇家や五摂家から出家して格の高い寺院に入門した者）や公家らも参列させることで、将軍の権威を知らしめる役割がありました。

吉宗による日光社参は、4 代将軍徳川家綱が行って以来、65 年ぶりのことでした。吉宗は、幕府財政を立て直すため、大名に石高 1 万石につき米 100 石の上納を命じる「上米の制」を触れ出し、参勤交代期間の半減などの見かえりを与えました。これによって後退した将軍家の威信を取り戻すため、吉宗は半世紀以上行われていなかった日光社参に挑んだと考えられています。

日光社参に伴う軍役要請は土屋家にも例外なく課され、土屋家 3 代当主の陳直は、家臣を引き連れて吉宗の警護を行っています。「日光御供之面々武具取調之覚」は、この時に作成されたものです。帳面には、陳直に従事する主だった家臣 47 人が所有する武具を書き上げています。書き上げられた武具は、具足と天衝（前立）・指物（背に差す小旗）・出（指物棹の頭に付ける飾り）、軍扇、陣羽織、武器（鉄砲・弓）などです。このうち、天衝・指物は全て「御定之通」と記されています。これらは土屋家の家臣一同揃いの意匠に統一されていたと考えられます。

（西口正隆）



「日光御供之面々武具取調之覚」（個人所蔵）

【参考文献】

高埜利彦『江戸幕府と朝廷』

（山川出版社、2001 年）



秋季展示では館内での解説会はありません。左のQRコードから解説動画のウェブページへアクセスできます。

下記の資料もあわせてご覧ください。
いずれも近世コーナーに展示しています。

- 「陳直公日光御行列」（個人所蔵）
- 「日光御山之絵図」（個人所蔵）



疱瘡と子どもたち

— 商家の日記から —

江戸時代に流行した疱瘡という病気について、色川三三（1801～55）と弟美年（1814～62）の日記から見ていきましょう。

辻益順老小児ほうそうにて死ス、（中略）毎日之様二いくらも人之死ぬる事、あなおそろしいはし（辻益順先生の子どもが疱瘡で亡くなった。何人も人が亡くなっておそろしい）〈家事志 巻」文政 10（1827）年 閏 6 月 12 日〉

益順は町医者でしたが、治療の技術が認められ文政 2（1819）年に帯刀を許され、文政 10 年土浦藩医に取り立てられました。医者でも自分の子どもを救えない疱瘡とは、どんな病気だったのでしょうか。疱瘡は天然痘ともいい、強い感染力と致死率を有していました。潜伏期間を経て発熱後、3～4 日目にいったん熱が下がりますが、豆粒のような発疹が全身に広がり、7～9 日目に発疹が化膿して高熱が出ます。この時、皮膚だけでなく内臓にも病変があらわれるため、呼吸困難を起こし死に至ることもありました。

美年の長男で 3 歳だった豊太郎が疱瘡を発症したのは、天保 13（1842）年 10 月 27 日のことでした。11 月 3 日に医師山田太 仲 に往診を頼みますが、病状が悪化していきます。11 月 6 日、太仲と五頭玄 仲、2 人の医師が診てくれましたが、夜八時（午前 2 時頃）、豊太郎は亡くなってしまいました。発症からわずか 10 日、薬種販売を生業とし、懇意の医師があった美年ですが、打つ手がありませんでした。

この年の 4 月、美年は長女を水の事故で亡くしています。1 年間に 2 人の子どもを失った嘆きを、次のようにつぶりました。

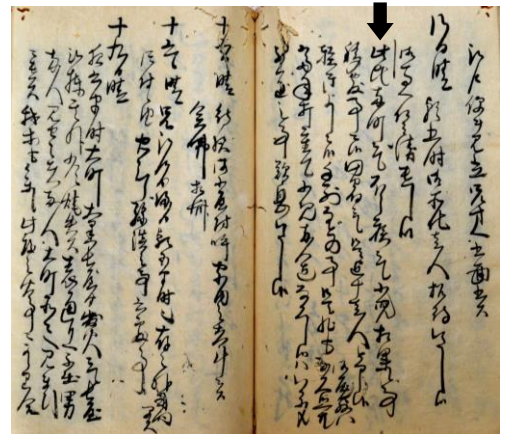
両町二てほう瘡二て小児相果 候 事 夥 敷事二候、田 宿 二て是迄十巻人と申候、御屋敷ハ軽きよし二候、手前などの事是非もなく 候 へ共当年打重て小児兩人迄なくし候ハいかにも不運（田宿町では子どもが疱瘡で 11 人も亡くなった。武家では症状が軽いらしい。我が家では 2 人も子を亡くし、なんという不運だろう）〈家事記 十八」天保 13 年 11 月 8 日〉

疱瘡を予防する種痘は、嘉永 2（1849）年、オランダ商館医モーニッケが牛痘の接種に成功してから全国に広がり、嘉永 6（1853）年には土浦でも行われました。

川口蔵より牛痘種候人 参 候由二而小児へ如何と被申候、此方取込 旁 断 延 遣し申候（川口に住む兄三三から、子どもに種痘をさせてはどうかと問われたが、とりこんでいたので断り、延期した）〈家事志 二十五」嘉永 6 年 10 月 16 日〉

美年には、種痘を迷う気持ちがあったようです。種痘は明治時代に国内に定着し、天然痘は現在、WHO（世界保健機関）により根絶宣言されています。

（木塚久仁子）



「家事記 十八」天保 13 年 11 月 8 日

（当館所蔵 茨城県指定文化財）



秋季展示では館内での解説会はありません。左のQRコードから解説動画のウェブページへアクセスできます。

下記の資料もあわせてご覧ください。

- 「家事志（記）」全 26 冊は文政 9（1826）年から安政 5（1858）年まで 31 年分の日記です。翻刻して全 6 巻で刊行しました。展示ホール図書コーナーでご覧ください。



大岩田東崎野論裁許絵図

—霞ヶ浦は誰のもの？—

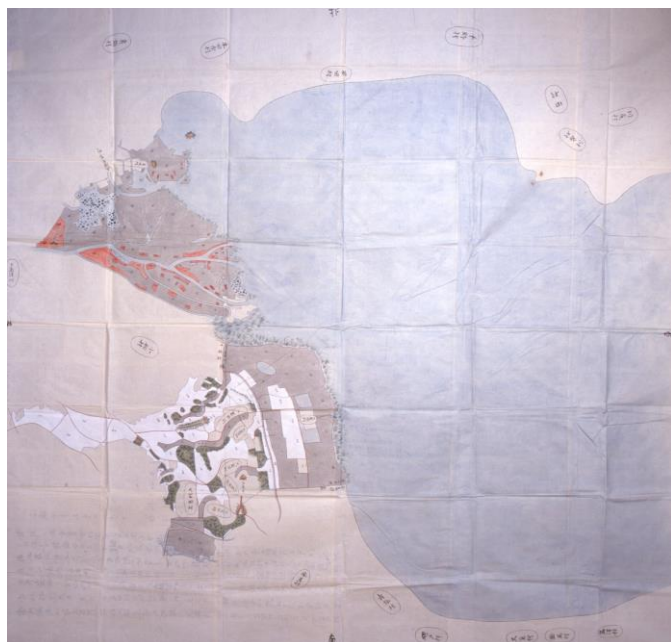
今から 330 年前の元禄 4（1691）年、霞ヶ浦土浦入りの西岸を描いた一枚の絵図が作られました。きっかけは、土浦藩の城下町である東崎町と、当時は麻生藩領であった大岩田村との争論で、絵図はその決着をみた時に作成された証拠書類です（現存する絵図は天保 11（1840）年の写しです）。絵図の裏面に記された文面から、東崎町・大岩田村の土地（田地）の境界と、地先の霞ヶ浦における漁獵の権利が争われたことが分かります。ここでは、後者についてみていきましょう。

訴えを起こした大岩田村によると、霞ヶ浦は四十八津の入会であるのにも関わらず、東崎町の人たちは「城附海のよし申し、すなわち土浦城付きの海（湖）であるとして大岩田村側の漁を妨げ、自らは漁を行っている」と非難しています。霞ヶ浦四十八津とは湖岸の多くの村々が参加していた組織で、霞ヶ浦全体を入会、すなわち湖全体を共同で利用、管理をしていました。共同利用にあたっては、乱獲を防ぎ漁業資源を確保するため、漁を行う時期や使用してよい漁具を定めた「掟書」を作成し、村の代表者が署名しました。当館が所蔵する慶安 3（1650）年の「相定申連判手形之事」（土浦市指定文化財）は、現存するもっとも古い掟書とみられます。ここには土浦市域の村の名前は見えませんが、その後の史料によれば、大岩田村・田村・沖宿村が四十八津に参加したことが分かります。大岩田村は四十八津の村のひとつとして、霞ヶ浦内であれば自由に漁ができるはずだと訴えたわけです。

これに対して東崎町は、湖のうち田村・手野村の境までは土浦城付きの海、すなわち土浦藩の管理する湖であると反論をしています。東崎町は四十八津にこそ属していませんが、漁獵を営む百姓たちがいて、地先の湖の利用は不可欠でした。また、この時期の霞ヶ浦全体をみると、江戸幕府や水戸藩の専用漁場として「御留川」が設定されており、村々がそこでは勝手に漁を行うことが禁じられていました。四十八津の入会の湖という原則が崩れつつあったことも、東崎町側の主張の背景にあったと思われます。

村の領主が異なることもあり、この訴訟は幕府による裁定を受けます。結果、土浦城付きであるとする東崎町の主張に証拠はなく、「磯」はそれぞれの村付き（村の管理下）だが、「沖」は通例の如く入会であって、東崎町の百姓たちはこれを妨害してはならないとの裁許が下りました。大岩田村の主張が認められたのです。

（萩谷良太）



「大岩田東崎野論裁許絵図」（当館所蔵）



秋季展示では館内での解説会はありません。左のQRコードから解説動画のウェブページへアクセスできます。

下記の資料もあわせてご覧ください。

近世コーナーに展示しています。

●「相定申連判手形之事」（土浦市指定文化財）



土浦の歴史を書き留める

てらしませいさい
—寺嶋誠斎「土浦史備考」—

「霞」を手にする皆さんは、少なからず土浦の歴史に興味をお持ちで、深く調べることを楽しみとする方も多いかと思います。土浦の歴史に興味を持ち、資料を集め、書き写し、時に自らの見解をまとめた資料「土浦史備考」に、今回はスポットをあてたいと思います。

「土浦史備考」は、大町（土浦市大町）生まれの寺嶋誠斎（文一郎・1899～1980）が、農機具販売業を営む傍ら、歴史に関する資料を集め、筆写しまとめたものです。原稿用紙に万年筆で手書きされた資料は実に139巻におよぶもので、昭和35（1960）年には全巻に装幀を施し、協力者名として36機関・38家を挙げ、謝辞を書き記しました。しかし、刊行されることはなく、誠斎は昭和55（1980）年に亡くなりました。

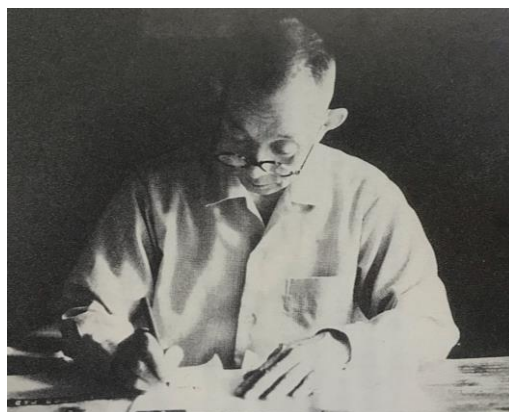
その後転機が訪れます。昭和63年2月、誠斎のご遺族から研究書や歴史資料など2,800点が土浦市に寄贈されました。これがきっかけとなり、顕彰事業の一環として「土浦史備考」が刊行される運びとなったのです。平成元（1989）年から同8年にかけて、『寺嶋誠斎 土浦史備考』（以下、『史備考』）全5巻が刊行され、膨大な資料のうちの一部ではありますが、手に取り、どなたでも参照することができるようになりました。

刊行した『史備考』には、「土浦史備考」139巻のなかから選択した、土浦の歴史についての論考・年表（1巻）、神龍寺住職大寅と沼尻墨僊を中心とした文芸関係（2巻）、小田氏に關係する史料や研究成果（3巻）、村方資料（4・5巻）を収録しています。

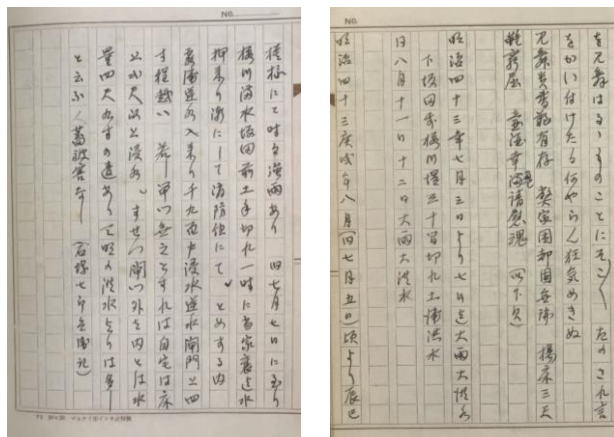
例えば洪水に関しては、「土浦史備考」の「騒動編・水の記録」・「水火編」の中から、43件分が『史備考』5巻に掲載されています。写真②は5巻に収録した「洪水記録集」の一部ですが、明治43（1910）年の大洪水で発生した、霞ヶ浦の逆水（利根川の洪水の影響で霞ヶ浦が増水し水が逆流すること）の際に閘門の扉を閉じたことで、床上浸水の被害を免れたとする記録です。

これら原本139巻は平成23（2011）年に当館にご寄贈いただきました。誠斎は「文芸編」のはしがきに、「われ今日採録せすは後世先人の文藻を知る便りをうしなはんと」（自分がいま採録しなければ、後世の人々が先人の文藻を知る便りを失ってしまう）と記しています。写された資料は、現在も原本を目にすることが出来るものもあれば、簡単には見られないもの、既に所在不明になっているものもあります。土浦の歴史をより深く知りたいとき、ぜひ『史備考』にも触れていただきたいと思います。

（野田礼子）



①寺嶋誠斎（『土浦史備考』1巻より）



②「土浦史備考 水火編」（当館所蔵）



秋季展示では館内での解説会はありません。左のQRコードから解説動画のウェブページへアクセスできます。

下記の資料もあわせてご覧ください。
いずれも近代コーナーに展示しています。

- 「稿本 土浦史備考」（当館所蔵）
- 「現代之土浦」（当館所蔵）



市史編さんだより

明治の特許—^{まばら}間原平右衛門の^{じょうぞう}醤油醸造特許分権広告—

昨年3月に刊行したブックレット『醤油のまち 土浦』では、江戸から大正・昭和にかけての土浦の醤油醸造業の展開を知ることができます。

ほかにも醤油醸造に関する取り組みを知る史料があります。

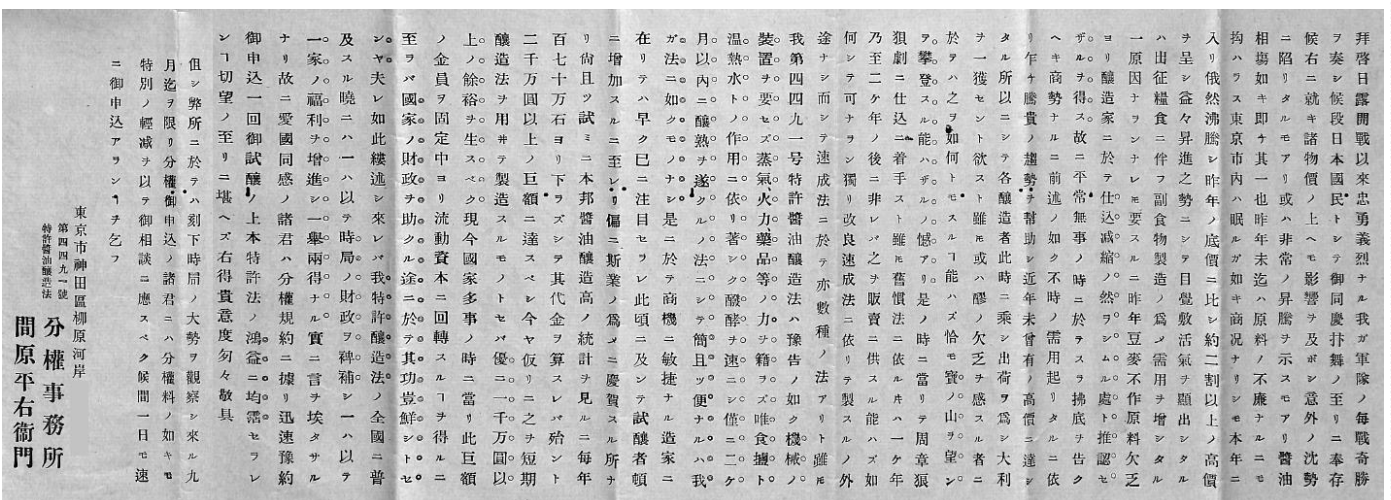
当館所蔵の色川文庫には、色川^{みなか}三中（1801～55）の妹まきが嫁いだ間原家の史料が残っています。今回紹介するのは、明治37（1904）年頃に全国に配布されたと思われる醤油醸造特許の分権（共同保有）申請についての広告です。

間原平右衛門は、明治32年に鳥取県の稲田秀太郎との連名で醤油醸造特許第4491号を出願し、明治33年に特許が認められました。この広告では、①日露戦争の出征食糧として醤油の需要が高まり価格が高騰していること、②この特許によって、蒸気火力薬品を使わず食塩温熱水のみで^{じょうじゅく}醸熟することができるため画期的な方法であること、③9月までに分権申請をしてもらえたら分権料を軽減する相談に応じること、などが書かれています。

この広告によって分権を希望する人は集まったのでしょうか。この広告が入っていた史料群のなかに、明治38年に作成された「引継書」という史料があります。分権料を支払った人たちの内訳は、第1種分権（区域分権の部）が18名、第2種分権（個人分権）が36名でした。第1種分権の18名の住所は長野・青森県他7県、第2種分権の36名の住所は愛知・富山県他13県におよび、茨城県内にとどまらず多くの地域にこの特許を宣伝し、その結果、分権を希望する人がいたことがわかります。

平右衛門が提出した特許第4491号は、令和になった現在でも戦前の特許として原文を見ることができます。発明の目的は、**1**醤油熟成の期間を著しく短縮すること、**2**醤油固有の滋味・芳香が^{じゅんのう}醇濃なので多量の醤油成分が得られること、**3**熟成期間が短く醸造器その他の固有資産が少なくて済むため、製造費を節約出来ること、とされています。この3点は、この特許が提出された明治30年代の醤油醸造業における課題であったと考えられます。いかに製造費用を節約して、消費者に受け入れられる醤油を製造し、販売できるのか、という模索は今も変わりません。現代でも醤油は和食の重要な調味料の一つとして海外でも有名ですが、絶え間ない努力と工夫が続いているのです。

（市史編さん係 江島万利子）



「醤油醸造特許の分権申請広告」（色川文庫 当館所蔵、県指定文化財）

わかいずみ りゅうり “土浦若泉氏”の流離

このコーナーでは「土浦藩土屋家の横顔」をご紹介してきました。今回はスピンオフ企画として、当館館長の糸賀茂男が土浦若泉氏の調査結果をご紹介します。土浦若泉氏は、土浦城の礎を築いたとされる一族です。

“列島至るところ歴史あり”というものの、知られた歴史、知り得る歴史の実像は意外に少ない。“土浦若泉氏”もその一つで、ほとんど無名である。「土浦城」の前身となる土浦の武家館^{ぶけやかた}の築造者であることを知る人は稀である。しかし、桜川（筑波川）河口の大湿地帯開拓に着手したであろう若泉氏の存在は見逃し得ない。その史料的確認は、以下3点の如くである。

- (1) 「若和泉太郎次郎」：康永^{こうえい}3（1344）年「別符幸実軍忠状（写）」（別符文書）
武蔵武家（児玉党）の一人として別符氏に帰属し、小田城等南朝方の拠点を攻略する。
- (2) 「若泉三郎」：永享^{えいきょう}7（1435）年「常陸国富有人^(仁)注文（写）」（『続常陸遺文』所収）
「土浦郷」住人として、その“富有”が知られた（武家＜領主＞と思われる）。
- (3) 「若泉五郎右衛門」：『常陸志料』『菅谷伝記』『土浦城記』（いずれも江戸期の記録）
（土浦城主）若泉五郎右衛門、小田家臣菅谷勝貞に攻略され敗北する（いずれも伝承の域を出ない）。

(1) は南北朝内乱史の格好の史料として多くの写本が残存し、斯界^{しかい}では著名であるが、その後の若泉氏像には直結しない。しかしながら、“土浦若泉氏”を上記の年譜に添って脈絡をたどりたいとの思いは捨て難い。仮に土浦落城後のこの氏族の転出先を探ることで、その系譜上の史実が得られれば、と同じ名乗りの方々への聞き取りに明け暮れている（2019年～）。

- (a) 埼玉県北部 本庄市・神川町^{かみかわまち}一帯（旧児玉郡）
若泉氏を含む、いわゆる武蔵武士団児玉党^{こだまどう}の基盤となる荘園「若泉荘」域^{しつかい}の悉皆調査を実施する（氏族末裔未確認）。
- (b) 土浦市・阿見町
「若泉」姓の散在を確認する。
- (c) 利根町^{はな}羽中（若泉姓11軒）
「若泉」姓の散在を確認し、当氏代表者からその家系・所伝を聴取する。
- (d) 行方市芹沢（若泉姓6軒）
大宮神社神職「若泉家」（現神職は16代目）を訪問し、家系・所伝を聴取する。
- (e) 福井県（越前市など）
300人以上の「若泉氏」が確認できるが、その家系・所伝は未聴取。
- (f) その他（東京都・千葉県・栃木県）
聴取は未着手である。



『土浦市史』（昭和50年）以来頓挫している“土浦若泉氏”探索の道程^{かす}は幽かである。しかしその“流離”の経緯は必ずある、と信じ、止むことなく探索を続けている。心当たりの方は、その情報を博物館に寄せていただきたい。

（館長・糸賀茂男）

ありうじ
有氏神社（埼玉県児玉郡神川町）の紋
ありみちこれゆき
この神社は児玉党の祖有道惟之を祀ると伝わる

このコーナーでは、博物館活動に関わる方々の声やサークル活動の記録などをお伝えしております。

第42回特別展では、土浦市東城寺経塚群の出土資料を東京国立博物館より借用いたしました。今号は、ご協力をいただいた曾田めぐみさんにご寄稿いただきました。

地域文化への貢献を目指して

国立文化財機構 文化財活用センターの曾田と申します。わたくしが担当しております「国立博物館収蔵品貸与促進事業」は、各地域ゆかりの展覧会に対し、国立博物館の収蔵品をお貸し出すするとともに、文化財の輸送にかかる様々な費用をお支払いする事業です。2021年3月より土浦市立博物館で行われた特別展「東城寺と『山ノ莊』—古代からのタイムカプセル、未来へ—」において、本事業をご活用いただきました。

茨城県指定文化財（史跡）の東城寺経塚発見から130年の節目を記念した本展では、東京国立博物館（以下、東博）が所蔵する東城寺経塚出土資料が里帰りを果たしました。ポスターのメインビジュアルにもなった東博所蔵の「経筒」には、東城寺経塚の成立を考える上で重要な、「天治元年」（平安時代・1124年）の銘が刻まれています。また、埋納経の初期作として、藤原道長（966～1027）が奈良・金峯山に納経した「紺紙金字法華経 巻第一 残欠」（重要文化財、長徳4〔998〕年）も、東博よりお貸し出しいたしました。流麗な筆致で書かれた道長の金字経に、強い印象を抱いた方も多かったのではないのでしょうか。

感染症対策を徹底しながらの開催となりましたが、地域文化に特化した展覧会ということもあり、県内から多くの方々がご来館されたと伺っております。来館者アンケートを拝見しますと、ほとんどの方が本展に高い満足度を示されていました。「東城寺経塚出土資料を初めて見た」、「日本現存最古の経塚遺物、道長の埋納経に感動した」というお声も頂戴し、地元・土浦の皆様に東博所蔵品をお楽しみいただけたことが、貸与促進担当として一番の喜びでした。

コロナ禍という過酷な状況下において、本事業に多大なるご協力をいただいた土浦市立博物館の皆様に、改めて御礼申し上げます。「国立博物館収蔵品貸与促進事業」は、今後とも地域文化への貢献、次世代への文化財継承に寄与するべく、更なる事業の拡充を目指してまいります。

曾田めぐみ（国立文化財機構 文化財活用センター・東京国立博物館）

コラム (55) コロナ禍での特別展

第42回特別展「東城寺と『山ノ莊』」はコロナ禍での準備、開催となりました。本展覧会は当初、経塚に内容を特化した特別展となる予定でした。しかし、メインの展示品であり出陳が早い段階で内定していた東京国立博物館の東城寺経塚資料や藤原道長の埋納経を除いて、県外からの経塚関係資料の借用は断念しました。県境をまたぐ移動制限により、資料調査や輸送が困難になると予想されたからです。また、来館者の3割を占めている県外からのお客様をお迎えできない可能性もありました。

しかし、「こういう時だからこそできる展覧会を」と内容を転換。常陸国内の経塚資料とともに、古刹東城寺の歴史、そして東城寺を含む山ノ莊地域の祭礼を取り上げる内容に変更しました。地域ゆかりの歴史資料と、地域が守り伝えてきた民俗文化を、地元の皆さんに知っていただく内容にしたのです。コロナ禍で様々な制約はありましたが、多くの皆様からお力添えをいただき、地域密着型の展覧会を開催することができました。

（萩谷良太）

情報ライブラリー更新状況

【2021・9・25現在の登録数】

古写真 601点（+1）

絵葉書 513点（+1）

※（ ）内は2021年6月29日時点との比較です。展示ホールの情報ライブラリーコーナーでは、画像資料・歴史情報を順次追加・更新しております。1ページでご紹介した古写真・絵葉書もご覧いただけます。

※新型コロナウイルス感染予防のため、一部ご利用を制限しております。ご了承ください。

霞（かすみ） 2021年度

秋季展示室だより（通巻第55号）

編集・発行 土浦市立博物館
茨城県土浦市中央1-15-18
TEL 029-824-2928
FAX 029-824-9423
<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/dir000378.html>

1～5ページのタイトルバック（背景）は、博物館2階庭園展示です。

2021年度秋季展示は、2021年9月25日（土）～12月26日（日）となります。「霞」2021年度冬季展示室だより（通巻第56号）は2022年1月5日（水）発行予定です。次回の来館もお待ちしております。

※展示室だより「霞」は、当館ホームページからもご覧になれます。（カラー版）